

参考

契 約 書

生活保護法(昭和25年法律第144号)並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による指定施術機関がこれらの法律に基づいて患者の施術を行うことについて、宮崎県(以下「甲」という。)とはり師・きゅう師 ○○ ○○ (以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程(昭和25年厚生省告示第222号)第13条の規定により被保護者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか、本契約によるものとする。

(報告及び検査)

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対し、必要と認める事項の報告を命じ、又は当該吏員に実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

(解除)

第3条 甲は、乙がこの契約により義務を履行せず、施術等について著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

(有効期間等)

第4条 この契約の有効期間は、この契約の締結の日から令和○年○月○日までとする。令和○年○月○日からこの契約の締結の前日までになされた施術については、この契約第1条の規定によりなされた施術とみなす。

(更新)

第5条 この契約の有効期間が満了する日の1月前までに契約当事者のいずれか一方から別段の意思表示がされないときは、さらに1年間契約を更新したものとみなし、以後同様とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事

乙 はり師・きゅう師
○○市○○

○○ ○○